

公益財団法人東京防災救急協会助成規程実施要綱

制定 平成 21 年 7 月 1 日

改正 平成 22 年 10 月 1 日 (い)

平成 23 年 4 月 1 日 (ろ)

平成 27 年 4 月 1 日 (は)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京防災救急協会（以下「協会」という。）助成規程（以下「助成規程」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。(い)

(助成の申請期間等)

第 2 条 助成規程第 5 条第 2 項に基づく助成の申請期間及び募集要領等については、別記を参考にして理事長が決定し、東京都内各消防署に送付するとともに当協会ホームページ等にて公表するものとする。(い)

(助成事業選考委員会)

第 3 条 助成規程第 6 条に規定する助成事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、次による。

- (1) 選考委員会は、5 名以上 7 名以内の委員をもって構成する。
- (2) 選考委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 名置く。
- (3) 選考委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 委員長は、理事長の要請により委員会を開催し、これを総括する。
- (5) 委員長に事故ある時は、副委員長が職務を代行する。
- (6) 委員の任期は、2 年とする。但し、再任は妨げない。
- (7) 委員には、別に定める基準に基づき、報酬を支給する。
- (8) 選考委員会は、助成規程第 6 条第 3 項に基づく審査基準適合審査をするとともに、助成規程第 8 条に基づく助成事業実績報告書の内容について確認する。
- (9) 選考委員会の事務は、協会事務局が行う。

2 助成規程第 6 条第 3 項に規定する審査基準は、次による。

- (1) 助成規程第 2 条に規定する助成対象事業に適合していること。
- (2) 助成規程第 3 条に規定する助成対象団体に適合していること。
- (3) 助成規程第 8 条に規定する助成事業実績報告書は、適正であること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項

(雑則)

第 4 条 その他、この要綱の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(附則) (い)

この要綱は、公益財団法人東京防災指導協会と公益財団法人東京救急協会が締結した合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。